

学校いじめ防止基本方針(概略)

令和6年4月

春日井市立小野小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、一人一人が大切にされ、互いに認め合える人間関係をつくり、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくり
- ウ 道徳教育・人権教育の充実と体験活動の推進による、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成
- エ 児童がネットいじめの加害者、被害者とならないための、ネットの正しい利用とマナーについての継続的な指導

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童の小さなサインを見逃さないように、いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年3回)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりなど、相談しやすい環境の整備
- ウ 児童が相談しやすいよう、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、組織的に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。